

令和4年度 第4回「まちづくり会議」概要 尾口地区

日 時：令和4年5月8日（日） 14：00～15：00

場 所：尾口公民館2階 集会室

参加団体等：尾口老人クラブ連合会会長、体育協会尾口支部長、一里野観光協会会長、山ろく里山活性化協議会会長、尾口地区区長会、女性の会会長、尾口子ども会代表、白山市南消防団尾口分団長、尾口商工会代表、尾口民生委員会会長、尾口公民館長など

発言【1】

林道の維持・補修が行き届いていない。林道が痛んでいるところがたくさんある。大きな災害になる前に管理をお願いしたい。

【市】

豪雨などによる災害と小規模な土砂崩れなどとは、別の形で見ていけないか、国との議論になると思います。

限られた予算のなかで、市内林道95路線の維持管理・修繕に努めています。今後も適宜パトロールの実施し、地元の要望も聞きながら、状況に応じての改良や修繕など優先順位を決めて行っていきたいと考えています。

なお、豪雨時に発生する崩土除去など、国庫対象とすると諸手続きに時間を要するため、災害復旧事業とは別に利用できるメニュー（補助や起債）がないか国、県と協議しながら対応してまいります。

また、災害予防の観点から舗装等に利用できるメニューについても模索していきたいと考えています。

発言【2】

- (1)安全で元気な地域づくりを考えていきたい。かんぽの宿がなくなり、賑わいに欠けていたが、国際高専の白山麓キャンパスができて地域が少し元気になった。
- (2)道の駅瀬女には障害者用の駐車場があります。この地域には雪が降るので屋根があるスペースを作った方が、来てくれる人はありがたいと思う。
- (3)空き家が増えている。人がいなくなって家が放置され、崩壊しそうな家もある。どうしようもないところは行政で手立てを講じてほしい。

【市】

- (1)金沢工業大学は学生の合宿や研修に「穴水湾自然学苑」を利用していたが、今後は「白山麓キャンパス」の利用を予定しています。若い人が来て地域を活性

化してくれるものと思います。学生のパワーと先生の知恵を生かして、これからは違う展開も見えてくるとと思います。

- (2) 屋根のある駐車スペースについては、今後研究してまいります。
- (3) 空き家に、危険性、環境衛生、防犯面等の問題がある場合、現地確認を行い、所有者に対して指導を行っております。

また、問題のある空き家については建築士に診断してもらい、危険と判定された場合は特定空き家に指定した上、最終的に行政代執行を視野に入れた助言・指導を行っています。

発言【3】

- (1) 公民館の裏の空き家が一部倒壊しており、危険で横の農道が危険で通れない。市で処置をしてもらえないか。
- (2) 去年から白山ろく里山活性化協議会が地域活性化協議会で市の補助金をもらい、田んぼの遊休地を利用してアサギマダラを呼ぶイベントを開催している。補助金の使い勝手が悪い。もう少し使いやすい制度にしてほしい。

【市】

- (1) 法に基づき、市で空き家の解体が可能だが（行政代執行）、その費用は所有者に請求することとなるので、まずは、所有者に対して解体も含めた空き家の適正管理を粘り強く指導していきたいと思います。
- (2) フジバカマを植えることでアサギマダラが集まるというのは、良いことに着目したと思いました。台湾まで渡っていくというロマンがあり、楽しみなので続けていただきたいです。まちづくり支援事業は、1件あたり50万円で、3年間継続という形です。今後続けるには、知恵を絞って違うやり方を見つけるなど方法があると思います。

発言【4】

保安林に生えている杉の木がどんどん大きくなるが、木の重さで地すべりが起きるのでは。

【市】

保安林の管理に関しては所有者個人での管理となり、立木の伐採においては農林水産大臣または都道府県知事に許可を受けなければならず、県に届け出を行う必要があります。

なお、平成31年度に施行された「森林経営管理制度」により、手入れ不足人工林（概ね10年以上）であれば、市に経営管理を委託することで、市が間伐などの

森林整備も実施できるので、地元町内会等で検討いただきたいと思います。

【保安林指定解除について】（森林法第 26 条等）

- ①保安林の指定の理由が消滅したとき
- ②保安林の指定目的に優先する公益上の理由により必要が生じたとき

◇指定解除権限

森林法第 25 条第 1 項第 1 ～ 3 号：農林水産大臣

森林法第 25 条第 1 項第 4 ～ 11 号：都道府県知事

発言【5】

- (1)断裂している引湯管について、早く対応してほしい。
- (2)地域を離れる人達が所有の山林を売る際、誰に売っても良いのか。ホテル八鵬が中国資本に渡るといった話があった。大事な水が流れる白山のふもとで、他国に何かを流されたらと不安。売る時の規則があるのか。
- (3)所有者の転出や死亡により、所有している山が負担になり、不要になったと相談を受けることも多々ある。

【市】

- (1)引湯管につきましては、中ノ川斜面崩壊対策調整会議にて、地質、地下調査の結果を受け、仮引湯管が設置出来ないかどうかを検討してまいりましたが、記録的大雨の影響で源泉施設の損壊があり、仮復旧が困難となっております。今後は、県道が本格復旧すれば、引湯間を再び道路に埋設できること期待したうえで、大変厳しい状況ではありますが、地域の皆様と丁寧に話し合っていきたいと考えております。
- (2)八鵬の問題は土地の所有だけです。石川県の条例で制定されているのは、山林に対しては外国人に売るときは届け出をすることになっており、基本的には外国人は買えないことになっています。水は、我々皆のものであり、誰か一人のものではないとして、県の条例は制定されています。外国人が山林を持つことで水の権利を主張されては困るので、条例が一つの歯止めにはなっています。「石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例（H25）」により、森林の土地所有者等は、所有権等の移転又は設定をする契約（予約を含む。）を締結しようとする日の 30 日前までに、県に届け出なければならないとされており、土地売買などの状況を契約前に把握し、必要な助言などを通じて、水源地域の保全を図ります。届け出は県から市にも通知され、外国資本等による無

届けや虚偽の届け出による森林の取得がないか県と連携しながら対応してまいります。

【石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例】

水資源の供給源として重要な森林を守るため、全ての私有林の売買の際に事前の届け出を義務付ける。契約締結日の30日前までに売却先や土地の場所、面積、利用目的などの届け出を知事あてに提出する必要があります。無届けや虚偽の届け出に対しては5万円以下の過料が科されます。

- (3) 山林の売買について相談されたときは、外国人に売るのは制限されていて、日本人に売ることができる、伝えていただければと思います。

「石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例（H25）」において、所有権移転などの契約をする前に県に届け出が必要になります。

なお、森林管理については、平成31年に施行された「森林経営管理法」により、手入れ不足人工林（概ね10年以上）であれば、市が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市が公的に管理をする制度があります。市が介在することにより、長期的に安心して所有森林を管理できるので、地元町内会等で検討していただきたいと思います。

発言【6】

道路について、瀬戸まではスムーズに走れるが、瀬戸から尾添、一里野に関して道路が荒れていてガタガタする。

また、センターラインがすぐに除雪で消えてしまうので、黄色いラインを引いていただき、安全確保してほしい。

【市】

中宮と尾添間でバイパスが作られるという計画があります。「中宮大橋を通るバイパスを作る。」と県は言っていますが、それを荒谷の方に延ばすことができると、誰もが簡単に通れる道になると思っています。センターラインの問題や危ない箇所は、また県へ要望しておきます。